

令和7年度 静岡市ケアプラン点検実施の流れ

事業所の対応が必要な部分

対象者の選定

国民健康保険団体連合会提供の適正化システムより出力される給付実績の帳票のうち、国の指針において効果が高いと見込まれている帳票を用いて対象者を選定します。

※点検対象には、既に契約を解除している被保険者、帳票抽出時と介護度や状態が異なる被保険者も含まれます。

事業所への依頼

対象となった被保険者のケアプラン作成者（ケアマネジャー）が所属する事業所に、ケアプランの提出及び対面点検の実施について、市が委託した事業者（以下「委託事業者」）から連絡します。連絡を受けた際にはケアプランの提出等についてご対応をお願いします。

書面点検の実施

提出いただいたケアプランの内容について確認を行います。（委託事業者より電話確認等をさせていただく場合があります。）



対面点検の実施

日程調整のうえ、委託事業者が事業所にお伺いし、対象者の情報などヒアリングしながらケアプランの確認・助言を行います。
※オンラインで実施する場合もあります。



実施結果の通知

点検実施後、委託事業者より点検の実施結果を送付します。ぜひ、事業所内での研修や事例検討等にご活用いただき、ケアマネジメントの質の向上にお役立てください。



点検結果の公表

全ての点検実施後、市ウェブサイト上で点検結果（件数や改善事項の事例等）の公表を予定しています。こちらでも事業所内における研修等にお役立てください。



本市ケアプラン点検は、新たな「気づき」を得る機会をすることでケアマネジメントの質の向上を図り、その結果、介護給付の適正化に繋げていくことを目的としております。

点検対象となったケアマネジャー様（事業所様）におかれましては、お忙しいところ恐れ入りますが、ケアプラン点検の実施にご協力をお願いいたします。

